

I 業務運営・財務内容等の状況

(4) その他業務運営に関する目標

① 施設設備の整備・活用等に関する目標

中期
目標

- 1) 施設設備の充実
 - キャンパスマスタープランに基づき、快適なキャンパス環境の整備、高機能な施設の整備を図る。
- 2) エネルギー管理
 - 環境の観点から適切なエネルギー使用を行い、削減に努める。

中期計画	平成27年度計画	進捗状況		判断理由（計画の実施状況等）	ウェイト	
		中期	年度		中期	年度
<p>【32】 キャンパスマスタープランを更に充実させるため、緑のマスタープラン、建築設備マスタープラン、構内総合交通計画、防犯計画など、主題別の計画をキャンパスマスタープランの中に位置づけ、快適性・高機能性を順次実現する。</p>	<p>△</p>	III		<p>(平成 22～26 年度の実施状況概略)</p> <p>緑のマスタープランを策定し、制定計画の見直し等、緑地管理の充実を進めた。</p> <p>松ヶ崎構内交通整備計画を策定し、歩行者、自転車、自動車のゾーン分けを整理し、駐輪場へのアクセス改善、自転車の構内進入防止対策などを進めた。</p> <p>建築設備マスタープランを策定し、照明設備・空調設備・受変電設備・給水配管等の改修、省エネ機器への更新を実施した。</p> <p>建物入口施錠整備計画を作成し、一部建物について、セキュリティを考慮した施錠機構の改修を実施した。</p>		
		III		<p>(平成 27 年度の実施状況)</p> <p>【32-1】 学内教員の研究の一環で、歩行者用通路への視覚障害者対策（点字ブロック設置）を12月に実施し、運用を開始した。</p> <p>また、毎年実施している放置自転車の撤去については、12月から実施しており駐輪場のスペース確保に努めた。さらに、今年度は指定駐輪場以外に駐輪している自転車を学内の一カ所に移動させることにより、指定駐輪場に駐輪するよう注意喚起した。</p>		
		III		<p>【32-2】 学修支援施設の改修工事において、照明設備、空調設備を省エネ型機器へ更新した。</p> <p>また、松ヶ崎キャンパスの各建物について、太陽光発電設備の導入の可能性を検討しており、施設委員会で費用対効果等の審議を実施した。</p>		
		III		<p>【32-3】 事務局が3号館へ移転・集約したことに伴い、3号館建物入口の施錠整備を実施、8月下旬から運用を開始し、セキュリティ管理を高めた。</p>		

<p>【33】 施設使用指針に基づき、アカデミックプランとフィジカルプランの対応を図り、公平性の観点から施設の管理・運用を行う。</p>		IV	<p>(平成 22～26 年度の実施状況概略) バイオベースマテリアル学部門や基盤科学系の集約化を行い、教育研究部門のゾーニング配置を行った。これにより、分散配置されていた研究室・実験室、共同利用のためのスペースを集約するとともに、学生の自学自習室を新たに確保した。 <u>地域コミュニティ拠点やグローバル拠点の形成による機能強化を行うため、15号館（COCプラザ棟）や、その棟内の「TECH SALON」及び附属図書館内の「グローバルコモンズ」を整備した。</u></p>	
	<p>【33-1】 キャンパスマスタープランにおいて、教育組織の変更等とフィジカルプランとの整合性を図り、分散配置となっている学域や事務局の集約化を図る。</p>	IV	<p>(平成 27 年度の実施状況) 【33-1】 先端ファイブ科学専攻を4号館へ集約するため、4号館の改修工事を実施した。これにより、創造連携センター及びベンチャーラボラトリー及び6号館に仮入居していた先端ファイブ科学専攻の居室を4号館に集約した。 物質工学課程を12号館へ集約するため、12号館5階の居室等の改修工事を実施した。これにより、10号館及び12号館に分散配置されていた物質工学課程を12号館に集約した。 学修支援施設の耐震改修工事が12月に完了したため、13号館の伝統みらい教育研究センターを学修支援施設に集約した。 事務局を3号館へ集約するため、7月下旬から8月上旬にかけて本部棟及び13号館から3号館への移転を行った。また、12月に研究推進課が3号館へ移転し、これにより事務局の集約化は完了した。</p>	
<p>【34】 本学が全学取得しているISO14001及びエネルギー管理標準に基づき、適切なエネルギー使用を行う。</p>		IV	<p>(平成 22～26 年度の実施状況概略) ISO14001更新・維持審査を受審し、環境マネジメントシステムの運用を維持した。 「夏の省エネ対策35」及び「冬の省エネ対策35」を策定し、また、エネルギー使用量データをホームページで公表するなど省エネルギーに努め、学生による作業環境測定の実施、KIT検定制度など本学の環境への取り組みを行った。 その結果、京都市の「ごみ減量・3R活動優良事業所」に認定され、また大学の環境対策の取組状況を評価する「エコ大学ランキング」で最高評価を受けるなど、本学の環境マネジメントシステムが高い評価を得た。</p>	
	<p>【34-1】 ISO14001認証されている本学独自の環境マネジメントシステムの運用を継続する。また、ISO14001の規格改定に基づき環境マネジメント関連文書を改訂する。本学のエネルギー管理標準に基づき、省エネ機器の適切な運用と省エネ活動を継続的に推進する。</p>	III	<p>(平成 27 年度の実施状況) 【34-1】 8月にISO14001定期審査を受審し、環境マネジメントシステムが適正に維持されていることが認証された。平成28年度から環境と安全を統合した環境安全マネジメントシステムの運用を開始し、またISOの新規格に移行するため、システム的大幅な見直しを実施し、関連文書の改訂を行った。 昨年度に引き続き、本学のエネルギー管理標準に基づき、省エネ機器の適切な運用と省エネ活動を実施した。 平成27年度は、平成23～25年度の平均エネルギー使用量に対して3%の削減を目標として定め、昼休みの消灯、「夏の省エネ対策35」及び「冬の省エネ対策35」による取組みを実施し、目標を達成した。</p>	
			ウェイト小計	

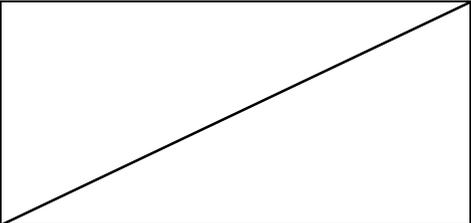
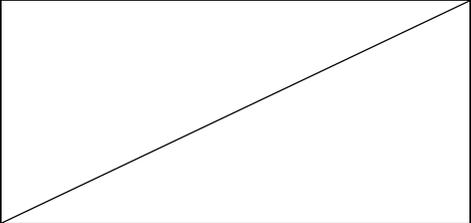
I 業務運営・財務内容等の状況

(4) その他業務運営に関する目標

② 安全管理に関する目標

中期 目標	<p>1) 安全管理体制の確立</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 高度な教育研究活動を円滑に行い、安全で衛生的な環境を確保するため、全学的な安全管理体制を更に充実させるとともに、十分な安全衛生教育を教職員及び学生を対象に行う。 ○ 情報管理の徹底を図り、情報セキュリティを高める。
----------	--

中期計画	平成27年度計画	進捗状況		判断理由（計画の実施状況等）	ウエイト	
		中期	年度		中期	年度
<p>【35】 本学の総合的な安全衛生管理対策を企画・立案・実施するために組織した安全管理センターについては、多岐にわたる関連法令を一元的に把握し遵守できる体制とするために、安全と環境が密接に関係することを踏まえ、環境・安全管理センターに拡充改組する。</p>	<p>【35-1】 引き続き、環境及び安全に関する事業について、環境・安全管理室を中心に総合的に実施する。</p>	III	/	<p>(平成 22～26 年度の実施状況概略) 安全管理センターと環境マネジメントシステム関連組織（環境専門委員会、環境監査専門委員会及び環境マネジメント専門部会）の連携を図りつつ、統合に向けた準備を進めた。 また、環境及び安全に関する業務を一元的に所掌する事務組織として総務企画課に環境・安全管理室を設置した。</p>	/	/
		IV	/	<p>(平成 27 年度の実施状況) 【35-1】 平成27年7月に、安全管理センターと環境マネジメントシステムの組織を統合し、環境安全委員会に拡充改組した。これにより、環境安全委員会が環境と安全の法的遵守事項を統括する組織となり、環境と安全に係る情報集積、事業実施を一元的に行うことが可能になった。</p>	/	/
<p>【36】 関連法令等を踏まえ、施設、設備及び作業面での管理を十分にし、定期的な点検・改善を行うとともに、ISO14001 認証で培った活動を安全管理と連携させ、全学的な環境安全問題への取組みを進める。このため環境安全衛生に関する講習会を実施し、構成員及び学生の環境安全衛生管理意識を向上させる。</p>	<p>【36-1】 引き続き、全学的職場巡視体制の実質化に向け、安全衛生自主巡視システムを随時見直すとともに、労働安全衛生関連資格取得を推進する。また、講習会等を実施し、構成員及び学生の環境安全衛生管理意識の向上を図る。</p>	IV	/	<p>(平成 22～26 年度の実施状況概略) 部門・センター毎に複数の安全衛生有資格者を確保し、全学的な職場巡視システムを構築した。この職場自主巡視点検システムは、関連法令等を踏まえ巡視点検項目を随時見直すことにより、様々な法規制に対応した効率的な全学的職場巡視体制とした。なお、体制の維持強化のため教職員の安全衛生に係る資格取得推進を継続して実施しており、有資格者を増加させてきた。 平成24年度から「環境安全教育デー」を設け、全学をあげての防災教育（避難訓練）や実験系サイト・非実験系サイト研修を実施してきた。</p>	/	/
		III	/	<p>(平成 27 年度の実施状況) 【36-1】 安全管理体制の構築のため、教職員の安全衛生に係る資格取得推進を継続して実施しており、今年度は9名が計6種類の安全衛生に関する資格を取得した。 平成27年4月23日を「環境安全教育デー」とし、防災教育（避難訓練）や実験系サイト・非実験系サイト研修を実施しており、それぞれ350名、623名、297名の参加者があった。また、6月19日には、環境をテーマにした講演会「緑の地球と共に生きる」を実施し140名の参加があった。更に10月に総合防災訓練、12月に労働安全衛生法指定機器点検講習会を実施した。</p>	/	/

<p>【37】 危機管理マニュアルを不断に改定し、危機管理を充実させるとともに、法定の安全衛生委員会からの意見等を速やかに反映した改善ができる体制を構築する。</p>		III	<p>(平成 22～26 年度の実施状況概略) 危機管理マニュアルについては、法改正等に対応する改訂のほか、ポケット版、英語版を作成するなどして随時改善を行い、危機管理の充実を図った。 学内や安全衛生委員会の意見については、安全管理センターで対応を行う体制を整え、局所排気設備や棚の耐震固定、研究室、薬品管理システムへの登録管理を徹底させ、不用試薬の廃棄について各該当部門へ予算配当し処理を推進するなどの改善を行った。</p>	
<p>【37-1】 緊急時の危機管理マニュアル等を随時見直し、危機管理体制の充実を図る。引き続き、学内や安全衛生委員会からの意見等を速やかに安全管理センターで検討し、改善を進める。</p>		III	<p>(平成 27 年度の実施状況) 【37-1】 危機管理マニュアル及び安全衛生点検項目等を見直し、法改正等に対応できる体制を整えた。引き続き、労働安全衛生法等を遵守するため、システムの見直しを継続して実施する。 平成27年12月に備蓄庫を新設し、備蓄物品を整備した。また、平成27年10月に京都市の避難所に指定されたことから、災害時の京都市との連携体制等を検討していく予定である。</p>	
<p>【38】 学内の情報セキュリティの確保・向上に必要な体制や規則等の整備充実に取り組むとともに、教職員の情報セキュリティ意識を向上させるため、計画的に研修等を実施する。</p>		III	<p>(平成 22～26 年度の実施状況概略) 情報化推進委員会情報セキュリティ専門部会に委員 1 名を増員し体制を強化した。同部会及び情報化推進委員会において事務局情報セキュリティ実施手順の検証を行い、システムごとに個別の ID、パスワードを設定する個別認証から統合認証に切り替え管理を容易にし、また、サイバー攻撃に係る情報について、可能な限り速やかに文部科学省に連絡する旨を明示するなど、情報セキュリティを高める対策を行った。</p>	
<p>【38-1】 引き続き、情報化推進委員会において、情報セキュリティに関する体制の見直し及び規則等の整備を行う。</p>		III	<p>(平成 27 年度の実施状況) 【38-1】 大学の情報戦略を総括する組織として法人に設置した「情報統括室」に「情報セキュリティ運営部」を設けるとともに、最高情報セキュリティ責任者の権限と責任を明確にして、情報セキュリティを確保する体制を整えた。 情報セキュリティ対策指針について、新たな脅威に関する記述を加えるための改正案を作成し、また、事務局情報セキュリティ実施手順については、昨年度に作成した改正案を情報統括室において見直した。</p>	
<p>【38-2】 前年度の参加者アンケート結果等に基づき、必要に応じ実施内容を見直した上で、教職員及び学生の情報セキュリティ意識向上のための研修等を実施するとともに、検証のための参加者アンケートを実施する。</p>	III	<p>【38-2】 前年度に実施した情報セキュリティ講習会の検証結果を踏まえて、情報セキュリティ専門部会において検討を行ったうえで、平成28年1月に京都府警から講師を招き、講習会を実施した（参加者85名）。 加えて平成27年12月からe-learningを用いた情報セキュリティ研修を行っている。</p>		
			ウェイト小計	

I 業務運営・財務内容等の状況
 (4) その他業務運営に関する目標
 ③ 法令遵守に関する目標

中期目標	1) 経理の適正化等 ○ 公的研究費の不正使用の発生を防止するため、公的研究費の適正な管理と効率的な使用に関するマニュアルや不正使用の防止対策として講ずるべき必要な事項を全構成員に周知することにより、経理の適正化を推進する。 2) その他の法令遵守 ○ 社会的に信頼される国立大学法人として、法令を遵守し、適正な法人運営を行う。
------	---

中期計画	平成27年度計画	進捗状況		判断理由（計画の実施状況等）	ウエイト	
		中期	年度		中期	年度
【39】 公的研究費の不正使用を未然に防止するため、「公的研究費の不正防止等対応マニュアル」の不断の点検・見直しを行うことにより実効性を高め、全構成員に周知するとともに、納品等の事実確認の徹底を図るため、検収体制を充実・強化する。		III		(平成 22～26 年度の実施状況概略) 「公的研究費の不正使用防止マニュアル」は平成22年 9 月及び平成24年 3 月に文部科学省が定める「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」を踏まえて、本学の現状及び対応策を記載するなどの見直し・改訂を行い、全構成員に配布するとともに、科学研究費助成事業の説明会や財務会計システムの説明会などで周知を行った。また、平成26年 2 月の「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」の改正を踏まえて大幅な改正の検討を行った。 物品、旅費、謝金等の事実確認を行うための検収体制については、検収センターを平成22年度に大学会館から財務課調達検収室内に移転するとともに、学内の複数箇所での検収の実施並びに納品の各種態様に対応するため、研究科事務室、附属図書館及びK I Tビューローを追加の検収担当とし、体制を強化した。		
	【39-1】 平成26年 2 月の「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」の改正を踏まえた「公的研究費の不正防止等対応マニュアル」の点検・見直しを行った上で、構成員への周知徹底を図るとともに、実効性ある検収体制を構築する。また、新財務会計システムの導入に伴う構成員への操作方法に関する説明会を実施する。	III		(平成 27 年度の実施状況) 【39-1】 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」の改正を踏まえ、平成27年 8 月に本学の「公的研究費の不正使用防止マニュアル」を改正して教職員に対し配布し、財務課HPに掲載するなど、 <u>内容の周知徹底を図った。</u> また、特殊な役務契約に関して、実効性のある有効な検収方法について、 <u>適正経理推進室会議にて審議を行い、構築した。</u> また、 <u>新財務会計システムの導入に伴い、会計事務に関わる構成員へ操作方法に関する説明会を実施した。</u> その後、システムのトップページに操作マニュアルや、Q & A を掲載するなど、使用者がシステムをスムーズに利用できるように対応した。		
【40】 不正防止計画を公表し、学内		IV		(平成 22～26 年度の実施状況概略) 教職員に対しては、 <u>教授会、科学研究費補助金の説明会、財務会計システムの説明会、監査法人による他大学等の具体的な不正事例等を含む「公的研</u>		

<p>外に周知するとともに、公的研究費の適正な使用について、学内研修会や科学研究費補助金に関する説明会等において教職員及び取引業者に対して周知徹底を図り、経理の適正化を推進する。</p>			<p>研究費の適正な執行に係る研修会」において公的研究費の適正な使用について周知徹底を行ってきたが、平成26年度には「研究機関における公的研究費の管理・監査ガイドライン」改正を踏まえ、公的研究費の運営・管理に関わる全構成員のコンプライアンス教育の受講を義務化し、誓約書を提出させることにより、本学の不正対策に関する方針及びルール等に係るコンプライアンス教育を強化した。</p> <p>取引業者に対しては、不正取引の監視を目的として、取引の多い業者を対象とした未払い金調査を3か月ごとに実施した。また、平成26年度より、癒着防止の観点から、一定の取引実績を有する取引業者から誓約書を徴取しており、平成26年度は、前年度取引金額または取引回数より算出した取引実績上位167社に誓約書の提出を求めたところ、150社から提出を受けた。</p>	
	<p>【40-1】 平成26年2月の「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」の改正を踏まえた不正防止計画及び公的研究費の使用上のルール等の見直しを行った上で、構成員への周知徹底を図るため、学内におけるコンプライアンス教育（研修会）を実施する。また、取引業者に対して本学の方針及びルールについて周知徹底を図るとともに、一定の取引実績を有する取引業者からは本学の規則遵守など不正に関与しない旨を記載した誓約書の提出を求める。さらに、取引業者からの未払金調査を行う。</p>	<p>III</p>	<p>(平成27年度の実施状況) 【40-1】 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」の改正を踏まえたコンプライアンス教育を新入教職員を対象に行い、誓約書及び、理解度調査を提出させた。また、取引業者に対しては、前年度取引金額または取引回数より算出した取引実績上位150社のうち、前年度誓約書の提出のあった95社を除いた55社に対し、誓約書の提出を求めたところ、47社から提出を受けた。</p> <p>さらに、取引業者に対して、未払い金の調査を随時行った。</p>	
<p>【41】 公的研究費の事務処理の適正化を図るため、適正経理推進室やKITビューローとも連携し、内部監査体制を強化する。</p>		<p>III</p>	<p>(平成22～26年度の実施状況概略) 監事へ四半期ごとの調達状況について説明を行い、チェックを受けた。 外部資金を獲得した教員に対し、内部監査及び外部監査員（公認会計士）も加えた特別監査を併せて実施することにより、研究費事務処理の適正化を図った。</p> <p>平成26年度には「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」の改正を踏まえ、新たに義務づけられたリスクアプローチ監査及び換金性の高い物品の管理方法及び使用状況について、新たな基準を設け、監査を行った。</p>	
	<p>【41-1】 引き続き、契約手続きの適正性に関し、四半期毎に監事に対して調達状況の報告を行う。また、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」の改正を踏まえ、適正経理推進室とも連携のうえ新たな視点による監査方法を検討し、外部</p>	<p>III</p>	<p>(平成27年度の実施状況) 【41-1】 監事の調達状況報告については、四半期毎の調達状況（主に入札案件）について説明を行い、監事のチェックを受けた。</p> <p>また、公的研究費ガイドラインの改正を踏まえ、適正経理推進室にて、不正を発生させる主な要因の把握と対策について大学全体の状況を体系的に整理し、評価した。</p> <p>上記を基に、例年実施している内部監査を外部監査員の協力も得て実施し</p>	

<p>【42】 大学の使命や社会的責任を果たすことができる法人運営を行うために、法令遵守のための仕組みを整備する。</p>	<p>監査員と協力のうえ監査体制を充実させる。</p> <p>【42-1】 本学の研究活動における不正行為の防止のため、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づき、教員や学生への倫理教育や、博士論文等に対するソフトを用いた不正引用チェック等、大学が責任をもって不正行為を防止する取組を実施する。</p> <p>【42-2】 法令遵守の仕組みの整備の一環として、法令の制定・改定に注視し、関連規則の整備、制定を行う。</p>	<p>III</p> <p>III</p> <p>III</p>	<p>た。さらに、新たな視点による監査（非常勤雇用者（T A・R A含む）の勤務状況及び業務実施後の報告方法の確認等）を実施した。</p> <p>（平成 22～26 年度の実施状況概略） 関係法令等の制定・改定に伴い、遺漏なく本学規則の制定及び改正を行った。</p> <p>（平成 27 年度の実施状況） 【42-1】 不正行為防止等に関する取組を大学が責任をもって実施するための組織として、研究活動等不正防止対策室を設置した。 研究不正防止のため、「<u>京都工芸繊維大学における研究データの保存・開示等の基準に関する規則</u>」を規定するとともに、「<u>京都工芸繊維大学における研究活動上の行動規範</u>」「<u>国立大学法人京都工芸繊維大学における研究活動の不正防止計画</u>」を策定した。 また、不正な引用を抑止すべく、論文検索支援ソフトを導入し、活用を始めた。更に、学生への倫理教育として、外部講師によるセミナーを開催した。</p> <p>【42-2】 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、以下の規則を一部改正した。 国立大学法人京都工芸繊維大学の保有する個人情報の管理に関する規則 国立大学法人京都工芸繊維大学職員就業規則 国立大学法人京都工芸繊維大学短時間勤務非常勤職員就業規則 国立大学法人京都工芸繊維大学期間雇用非常勤職員就業規則 国立大学法人京都工芸繊維大学特任教員等就業規則 国立大学法人京都工芸繊維大学特任専門職就業規則 国立大学法人京都工芸繊維大学外国人研究員就業規則 国立大学法人京都工芸繊維大学非常勤講師就業規則 国立大学法人法の改正に伴い、国立大学法人京都工芸繊維大学の組織に関する規則及び国立大学法人京都工芸繊維大学監事監査規則を一部改正した。 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の施行に伴い、以下の規則を制定及び一部改正した。 【制定】 国立大学法人京都工芸繊維大学における障害を理由とする差別の解消の推進に関する規則 【一部改正】 国立大学法人京都工芸繊維大学職員就業規則 国立大学法人京都工芸繊維大学特任教員等就業規則 国立大学法人京都工芸繊維大学特任専門職就業規則 国立大学法人京都工芸繊維大学再雇用職員就業規則 国立大学法人京都工芸繊維大学外国人研究員就業規則 国立大学法人京都工芸繊維大学非常勤講師就業規則 国立大学法人京都工芸繊維大学短時間勤務非常勤職員就業規則 国立大学法人京都工芸繊維大学期間雇用非常勤職員就業規則 国立大学法人京都工芸繊維大学特定再雇用職員就業規則</p>	
--	---	----------------------------------	--	--

			<p>一般職の職員の給与に関する法律の改正による給与水準の改定等に伴い、以下の規則を一部改正した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 国立大学法人京都工芸繊維大学職員給与規則 国立大学法人京都工芸繊維大学役員報酬規則 国立大学京都工芸繊維大学期間雇用非常勤職員就業規則 国立大学京都工芸繊維大学特定再雇用職員就業規則 	
			ウェイト小計	

(4) その他業務運営に関する特記事項

1. 特記事項

【平成 22～26 事業年度】

○地域コミュニティ拠点及びグローバル拠点の形成に向けた戦略的な施設マネジメント

教育研究の活性化及び事務等業務の効率化の観点から教育研究部門のゾーニング配置を行った。これにより、分散配置されていた研究室・実験室、共同利用のためのスペースが集約されるとともに、学生の自学自習室を新たに確保した。

また、地域コミュニティ拠点の形成に向けた取組の一環として、地域に根ざした実践的な教育研究活動を更に発展させていくため、地域貢献の中核を担うに十分な機能を整えた施設として、「15号館（COCプラザ棟）」が平成26年7月に竣工した。本施設は、テレビ会議システムを備えた遠隔講義室、化学実験が行えるラボ等を備える共同利用スペースとして、シンポジウム、ワークショップ等の開催や連携自治体へも提供可能なものとしている。また、海外一線級研究者と本学の教員・学生、さらには地元企業等も含めた交流空間として、平成27年3月、「TECH SALON」を棟内に開設し、連携大学のサテライトオフィス等の用途に活用することとした。

また、グローバル化拠点の形成に向けた取組の一環として、本学に在籍する外国人研究員や留学生と日本人学生の共同学習の場として、附属図書館内に「グローバルコモンズ」を整備した。コモンズには、グループスタディやディスカッション用のスペース等を備えており、外国人留学生や言語学習者を支援するコンシエルジュを配置した。

< 関連計画：【33】 >

○環境及び防災の体制整備及び教育、啓発活動

安全と環境が密接に関連することから、従前、別個の組織であった安全管理センターと環境マネジメント関連の組織を環境安全委員会に拡充改組した。これにより、多岐にわたる関連法令の遵守を遺漏なく行うとともに、安全と環境に関する取組を総合的に企画・立案・実施することができる体制を整えた。また、事務組織としても環境・安全管理室を平成24年度に設置し、危機管理に関するマニュアルの改訂、英語版の作成等の整備を進めた。

なお、本学の環境マネジメントシステム（ISO14001を取得）を中心とした環境への取組を継続した結果、京都市の「ごみ減量・3R活動優良事業所」への認定や「エコ大学ランキング」入賞など、高い評価を得た。

また、教育、啓発活動として、平成24年度より毎年度4月に「環境安全教育デー」を設定し、全学的に授業を休講とし、学生、教職員に対し安全衛生教育、廃棄物・排水管理等研修、防災等教育等を集中して実施した。

< 関連計画：【35】、【36】、【37】 >

法令遵守に関する取組

① 公的研究費不正使用防止に向けて取り組んだ事項

「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」が改正されたことを受けて、平成26年12月、本学の公的研究費取扱規則を改正し、以前から置かれていた最高管理責任者（学長）、統括管理責任者（学長が指名する理事）に加え、部局等における公的研究費の適正な運営及び管理に係る実質的な責任と権限を持つ者として、コンプライアンス推進責任者及び副責任者を置き、各構成員の監督や教育等を行う体制とした。

また、本学で作成している「公的研究費の不正使用防止マニュアル」は平成22

年9月及び平成24年3月に文部科学省が定めるガイドラインを踏まえて、本学の現状及び対応策を記載するなどの見直し・改訂を行い、全構成員に配布するとともに、科学研究費補助金の説明会や財務会計システムの説明会などで周知を行った。また、平成26年2月の「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」の改正を踏まえて大幅な改正の検討を行った。さらに改正点を踏まえて、公的研究費の運営・管理に関わる全ての構成員の説明会等への参加を義務化し、不正対策に関する方針及びルール等に係るコンプライアンス教育を強化するとともに、本学の規則等を遵守する必要があることを意識づけるために誓約書を提出させた。

また、取引業者に対しては、不正取引の監視を目的として、取引の多い業者を対象とした未払い金調査を3ヶ月ごとに実施するとともに、平成26年度より、癒着防止の観点から、前年度取引金額または取引回数より算出した取引実績上位167社に不正に関与しない旨の誓約書の提出を依頼したところ、150社から提出を受けた。加えて、換金性の高い物品は金額に関わらず少額備品と同様の登録管理を開始したほか、非常勤雇用者について事務部門での雇用管理を徹底するなど、具体的な不正防止の取組も進めている。

② 研究活動における不正行為防止に向けて取り組んだ事項

「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」が定められたことを受けて、平成27年3月、本学の研究活動における不正行為等の取扱いに関する規則を改正し、不正防止活動や告発等への措置に係る責任体制を明確化するため、最高管理責任者（学長）、統括管理責任者（学長が指名する理事）を置いた。部局の研究活動上の不正行為防止に係る実質的な責任と権限を持つ者として、研究倫理教育責任者及び副責任者を置き、各教職員への研究倫理教育や改善指導を行う体制とした。また、全理事等で構成する研究活動不正防止対策室を設置し、不正防止計画を策定、実施することとしている。計画の中では、研究データの保存・開示に関するルールや、研修会の開催等について定める予定である。さらに、平成27年3月、全教員に受講を義務づけたコンプライアンス教育を実施し、研究倫理についての啓発と、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」の改正内容及び本学の取組の周知を行った。

③ 個人情報の適切な管理を含む情報セキュリティの向上に向けて取り組んだ事項

情報セキュリティの確保を担う情報化推進委員会情報セキュリティ専門部会に委員1名を増員し体制を強化した。同部会及び情報化推進委員会において事務局情報セキュリティ実施手順の検証を行い、システムごとに個別のID、パスワードを設定する個別認証から統合認証に切り替え管理を容易にし、また、サイバー攻撃に係る情報について、可能な限り速やかに文部科学省に連絡する旨を明示するなど、情報セキュリティを高める対策を行った。

年度ごとに情報セキュリティ講習会を外部講師を招き開催し、教職員の情報セキュリティに関する知識を深め、意識向上を図った。

④ 教員等個人宛の寄付金の適切な管理に向けて取り組んだ事項

年度ごとに、会計内部監査を実施しており、監査の中で外部資金の個人経理のチェック及び注意喚起を行っている。また、特別監査として外部監査員（公認会計士）による監査も併せて実施し、専門的見地からのチェック・指導を行った。

【平成 27 事業年度】

○キャンパスマスタープランの見直し

本学ではミッション再定義と国立大学改革プランを踏まえた機能強化の方向性として「3つの中核拠点（COG、COI、COC）」の形成を掲げており、そのための大学改革に施設環境面での対応が必要となったことから、平成 23 年度制定のキャンパスマスタープランを大幅に見直した。

本プランの中で、教育研究の活性化及び事務等業務の効率化の観点から従前のプランでも実施されてきたキャンパス・ゾーニングを完成させることとし、平成 27 年度にはこれまで学内各所に分散していた事務機能を集約し、大学機能の強化を図った。これにより、企画運営戦略の強化、特に、外部資金獲得機能を強化するための URA 機能や研究推進、産学連携、地域連携等を法人との密接な連携で遂行する体制を整えた。

また、COC（地域コミュニティ拠点）形成に係る、北京都・北近畿の地域創生に資することを目的とした新たな学位プログラム「地域創生 Tech Program」開設の拠点となる福知山キャンパスの整備について本プランにおいて計画し、平成 27 年度には土地及び建物を取得した。

そのほか、COG（グローバル拠点）形成に係る KYOTO Design Lab の海外一線級ユニットの招致による教員滞在室やワークショップ・スペースの確保を目指したデザインファクトリー棟新設の計画など、改革の要となる施設設備計画が盛り込まれた。

< 関連計画：【32-1】 【33-1】 >

○福知山キャンパスの取得

グローバルな視野を持って工学・科学技術により地域の課題を解決できる国際高度専門技術者を育成することを目的とした「地域創生 Tech Program」を学部共通プログラムとして平成 28 年 4 月に開設するため、そのプログラムの核となる福知山キャンパスの土地・建物（旧福知山女子高等学校）を取得した。

本プログラムは、理工系人材育成機関設置による若者の地域定着及び地域活性化、理工系産学連携拠点形成による産業イノベーションの創出を図るものであり、地域課題解決型学習（PBL）や地元企業・海外でのインターンシップを中心に、実践的・能動的な学習に取り組むこととしている。

当初、本キャンパスについては借用による占有を検討していたが、本キャンパスを北近畿の永続的地域創生拠点として位置づけ、学生が常に学習するキャンパスとすることとした。そのために、本学が所有者として占有することとし、学長等裁量経費などを財源に土地・建物を購入し、安定的かつ速やかに整備を進めた。

< 関連計画：【32-1】 【33-1】 >

○コンプライアンス強化のための組織見直し

安全と環境が密接に関連することから、従前、別個の組織であった安全管理センターと環境マネジメント関連の組織を環境安全委員会に拡充改組した。これにより、多岐にわたる関連法令の遵守を遺漏なく行うとともに、安全と環境に関する取組を総合的に企画・立案・実施することができる体制を整えた。

また、情報セキュリティに関して、大学の情報戦略を総括する組織として法人に設置した「情報統括室」に「情報セキュリティ運営部」を設けるとともに、最高情報セキュリティ責任者の権限と責任を明確にして、情報セキュリティを確保する体制を整えた。その体制のもと、情報セキュリティ対策指針について、新たな脅威に関する記述を加えるための改正案を作成し、また、事務局情報セキュリティ実施手順については、昨年度に作成した改正案を情報統括室において見直した。

< 関連計画：【35-1】 【38-1】 【38-2】 >

法令遵守に関する取組

① 公的研究費不正使用防止に向けて取り組んだ事項

「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」の改正を踏まえ、平成 27 年 8 月に本学の「公的研究費の不正使用防止マニュアル」を全面改正して教職員に対し配布し、財務課 HP に掲載するとともに、それをういたコンプライアンス教育を新入教職員を対象に行い（他の構成員へは平成 26 年度に実施）、誓約書及び、理解度調査を提出させた。また、取引業者に対しては、前年度に引き続き、前年度取引金額または取引回数より算出し、取引実績上位 150 社のうち、前年度誓約書の提出のあった 95 社を除いた 55 社に対し、不正に関与しない旨の誓約書の提出を求め、47 社から提出を受けた。

また、特殊な役務（データベース・プログラム・デジタルコンテンツ開発・作成、機器の保守・点検など）の検収に関し、専門的な知識を有する教職員が検収を補佐できるよう手続きを整備した。

② 研究活動における不正行為防止に向けて取り組んだ事項

「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」の策定を踏まえ、不正行為防止等に関する取組を大学が責任をもって実施するための組織として、研究活動等不正防止対策室を設置し、「京都工芸繊維大学における研究データの保存・開示等の基準に関する規則」を規定するとともに、研究者が遵守すべき規範を定めた「京都工芸繊維大学における研究活動上の行動規範」及び不正の発生要因（リスク）の分析と対策案の検討と実施や研修及び教育の実施等からなる「国立大学法人京都工芸繊維大学における研究活動の不正防止計画」を策定した。これらの規則・計画等に基づき、不正な引用を抑止すべく、論文検索支援ソフトを導入し、論文審査への活用を始めるとともに、学生への倫理教育として、外部講師によるセミナーを開催した。

③ 個人情報の適切な管理を含む情報セキュリティの向上に向けて取り組んだ事項

大学の情報戦略を総括する組織として法人に設置した「情報統括室」に「情報セキュリティ運営部」を設けるとともに、最高情報セキュリティ責任者の権限と責任を明確にして、情報セキュリティを確保する体制を整えた。

情報セキュリティ対策指針について、新たな脅威に関する記述を加えるための改正案を作成し、また、事務局情報セキュリティ実施手順については、昨年度に作成した改正案を情報統括室において見直した。

前年度に実施した情報セキュリティ講習会の結果を踏まえ、情報セキュリティ専門部会において検討を行ったうえで、平成 28 年 1 月 26 日に外部（京都府警）から講師を招き、サイバー攻撃の現状と対策について全教職員を対象とした講習会を実施した。

また、平成 27 年 12 月から e-learning を用いた情報セキュリティ研修を行っている。

④ 教員等個人宛の寄付金の適切な管理に向けて取り組んだ事項

前年度に引き続き、会計内部監査を実施しており、監査の中で外部資金の個人経理のチェック及び注意喚起を行っている。また、特別監査として外部監査員（公認会計士）による監査も併せて実施し、専門的見地からのチェック・指導を行った。

2. 共通の観点に係る取組状況

●法令遵守（コンプライアンス）及び危機管理体制が確保されているか。

<コンプライアンス、研究費不正使用、研究不正の防止について>

研究費不正使用、研究不正の防止に関する責任体制を明確化するため、関連規則を改正し、最高管理責任者（学長）、統括管理責任者（学長が指名する理事）を置き、さらに、不正防止に実効性を持って取り組むために実質的な責任と権限を有する責任者と副責任者を部局等ごとに置いた。情報セキュリティに関しては、「情報統括室」に「情報セキュリティ運営部」を設けるとともに、最高情報セキュリティ責任者の権限と責任を明確にした。

そのような体制のもと、全構成員に受講を義務づけたコンプライアンス教育を実施し、不正対策に関する方針及びルール等の周知徹底及び研究倫理に関する啓発を行い、また、外部講師を招いた情報セキュリティ講習会を毎年度実施し、情報セキュリティに関する意識啓発、知識向上を図った。

それらの教育、啓発の取組に加え、毎年度会計内部監査を実施する外、外部監査員（公認会計士）による特別監査を実施し、専門的な見地から法令遵守が適正に行われているかチェックを行った。

<危機管理、環境・安全対策について>

安全と環境が密接に関連することから、従前、別個の組織であった安全管理センターと環境マネジメント関連の組織を環境安全委員会に拡充改組した。これにより、多岐にわたる関連法令の遵守を遺漏なく行うとともに、安全と環境に関する取組を総合的に企画・立案・実施することができる体制を整えた。また、事務組織としても環境・安全管理室を平成24年度に設置し、危機管理、安全衛生管理、化学物質管理、環境保全活動を一元的に行う組織とした。

教育、啓発活動として、平成24年度より毎年度4月に「環境安全教育デー」を設定し、全学的に授業を休講とし、学生、教職員に対し安全衛生教育、廃棄物・排水管理等研修、防災等教育等を集中して実施した。

また、薬品の管理に関して、化学物質管理システムへの登録徹底を周知するとともに関係法令及び学内規則の遵守の徹底を図るべく教員及び学生への教育研修を行い、環境マネジメントシステムの内部監査で管理徹底について周知されているかを確認した。さらに、不用試薬の全学一斉処分を実施し、薬品管理の適正化を図った。

【平成26年度評価における課題に対する対応】

○「毒物及び劇物取締法」の規制対象である金属水銀の不適切な管理に対する再発防止策

「毒物及び劇物取締法」の規制対象である金属水銀が不適切に取り扱われ、実験室及び学内排水経路を汚染していたことを受け、「水銀問題に係る特別調査専門部会」を設置し、排水水質分析、空気環境測定、健康調査、関係者に対するヒアリング調査、現場検証を実施し、平成26年11月に事件の問題点、原因及び改善策をまとめるとともに、改善のための措置として、汚染拡大防止措置（実験室及び流しの使用禁止、不排水銀等の廃棄処分、水銀汚染物の汚染除去、廃棄処分、実験室の改修など）、排水経路の改善（建物内排水管の取り替え、屋外排水管路・柵の改修、屋外排水管路の高圧洗浄、実験排水貯留槽の汚泥引抜処分など）及び関係者の処分を行った。また、近隣報告会を3回開催（平成26年12月、平成27年6、10月）し、本学の対応について近隣住民に報告した。

今回の原因が安全管理及び環境に対する思慮に欠けていた教員の故意行為にあることから、再発防止策として、意識向上及び関連法令及び学内規則の遵守の徹底を図るため、全教職員に対し注意喚起（事故の経緯、化学物質関係法令の遵守事項の周知、化学物質の適正管理徹底等）を行い、また、全教員及び学生に対し化学物質管理に関する教育研修を実施（学生対象5回、教員対象2回）した。さ

らに、学内規則「京都工芸繊維大学毒物・劇物管理要項」及び「安全の手引」を改正し、管理責任者及び使用責任者の責務を具体的に定め、毒物・劇物の入手に際してもさらに厳格に管理することとした。加えて、水銀を含む不用試薬の全学一斉処分を実施し、化学物質管理システムへの登録管理を徹底させた。これらの策を講じ、事故の再発防止及び化学物質の適正な管理に努めた。